

## 熊本県資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、「資源管理計画」、「漁場改善計画」又は「浜の活力再生プラン」に参画する漁業者（以下「参画漁業者」という。）が、設備投資のために必要な漁業近代化資金等の融資を受けた場合に、予算の範囲内において熊本県資源管理・漁業改善・浜の活力再生円滑化支援事業実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき利子助成金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (利子助成金の額)

第2条 第1条に規定する利子助成金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365の数で除して得た額をいう。以下同じ。）に貸付実行時に適用された利子助成率を乗じて得た額の合計額とする。

### (利子助成金の交付申請)

第3条 利子助成金の交付を受けようとする参画漁業者は、規則第3条第1項の規定により、資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金交付申請書（要項別記第1号様式、以下「申請書」という。）を、参画漁業者が組合員となっている漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由のうえ、知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により、前項の申請書に、資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金計算明細書（以下「計算明細書」という。）（要項別記第2号様式）を添付しなければならない。ただし、第1回目の交付申請時は、借用証書の写し及び償還予定表の写しを添付するものとする。また、当該計算期間中に繰上償還があった場合は、計算明細書に繰上額及び繰上償還日を記入し、繰上償還後の償還予定表を添付するものとする。

3 知事は、前項に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、毎年2月10日とし、その提出部数は、1部とする。

### (利子助成金の交付の決定及び確定の通知)

第4条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、内容の審査及び融資機関への確認を行う。

2 前項の審査及び確認により適当と認めるときは、規則第4条第1項の規定により利子助成金の交付の決定を行い、併せて規則第14条の規定により交付額を確定し、漁協を経由のうえ、申請者に対し、資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金交付決定及び確定通知書（要項別記第3号様式）を送付するものとする。

3 前条第2項の計算明細書の提出をもって、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出があったものとみなす。

(利子助成金の請求及び交付)

第5条 参画漁業者は、前条による交付決定及び確定通知を受けたときは、直ちに資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金交付請求書（以下「請求書」という。）（要項別記第4号様式）を作成し、漁協を経由のうえ、知事に請求するものとする。

2 知事は、請求書の内容を審査のうえ適当と認めるときは、30日以内に資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金を交付するものとする。ただし、調査のために特に日数を要する場合は、この限りでない。

(決定の取消し)

第6条 知事は、参画漁業者が、この要項及び資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業実施要項に違反したときは、利子助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は利子助成金の全部又は一部の交付を決定しないことができる。

2 前項の場合において、すでに利子助成金が交付されているときは、利子助成金の全部又は一部の返還を、期限を定めて命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第7条 参画漁業者は、前条第2項の規定により利子助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 参画漁業者は、利子助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときには、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(調査及び報告等)

第8条 知事は、資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業利子助成金の交付に関し、必要があると認めた場合は、申請者及び融資機関の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(証拠書類の保管)

第9条 規則第23条に規定する別に定める期間は、助成完了後5年間とする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は平成26年7月24日から施行する。

附 則

この要項は平成27年5月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。